

## 議案第46号

おいらせ町史跡等公園条例の一部を改正する条例について

おいらせ町史跡等公園条例（平成28年おいらせ町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年9月4日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

史跡阿光坊古墳群保存整備工事が平成29年9月30日に完成することに伴い、阿光坊古墳群史跡公園の名称及び位置を加えるため提案するものである。

おいらせ町史跡等公園条例の一部を改正する条例

おいらせ町史跡等公園条例（平成28年おいらせ町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

阿光坊古墳群史跡公園	おいらせ町阿光坊105番地12外
------------	------------------

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。